

労働重要課題対応セミナー

著名講師のセミナーを
格安受講料で

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

労働条件の中でも最も重要な賃金、労働時間、さらには中小企業にも令和4年4月1日より適用がなされているパワーハラスメント防止措置義務は、労使の紛争も多く企業の重要課題となっております。

賃金では、不適正な固定残業制の運用、同一労働同一賃金への対応、増加する高年齢労働者の賃金、ジョブ型雇用と成果主義への対応等、多くの課題が山積しております。

労働時間では、従来からの管理又は監督者の扱いはもとより、まだまだ是正されていない長時間労働対策、リモートワーク等の新しい働き方への対応等の課題が残っております。

パワーハラスメントも、依然対策が不十分な企業が多いのが現状です。

労働行政もこれら課題の解消のため、今後さらに指導を強化することが予想されます。

そこで、平成29年以來7回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、賃金・労働時間に関する最新の論点、さらにはパワーハラスメント防止措置義務に関する解説とともに、労働基準監督署ないし労働局の行政指導の状況、それに対する実務対応について総合的に考える、**労働重要課題対応セミナー**を開催します。

労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させ、労働者も豊かになれる労務管理の実施のため、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1 弁護士



講演に関係する石寄先生の著書10月にも賃金に関する新たな

●日時 令和4年12月12日(月) 午後1時30分～午後4時30分

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

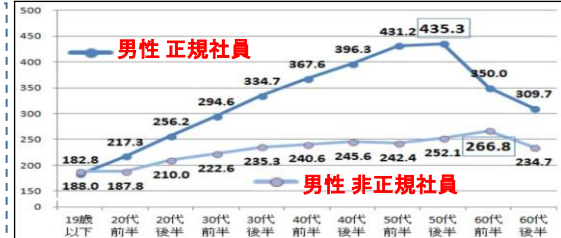
●講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲氏

●演題 **賃金、労働時間、パワーハラスメントをめぐる労務管理 — 行政指導への対応論の解説 —**



会場の名古屋能楽堂
方・狂言の伝統の地で
自治体では最大の能舞台
首・能の能舞台が有る能
能の能舞台が有る能

令和2年雇用形態別平均賃金 千円



令和2年愛知労働局定期監督 違反率65.8%

1位 労働時間	2位 安全基準	3位 割増賃金
1,141件 21.2%	824件 15.3%	777件 14.5%
36協定未提出、協定時間超え等	覆い、囲いが未設置等	未払い、計算誤り等

令和3年度 精神障害労災支給決定の出来事(決定要因) ()内は自殺の件数

1位 125件(12件)	2位 71件(20件)	3位 66件(1件)
上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じる出来事があった 大抜擢で 品質管理部長に 担当が	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした

1. 賃金

- (1)固定残業制の有効性に関する最新の裁判例
- (2)(日本版)同一労働同一賃金に関する最新情報
- (3)高年齢者の再雇用と賃金の取扱い
- (4)ジョブ型雇用と成果主義、そして成果主義の行方

2. 労働時間

- (1)「いつでも」「どこでも」自由に働くという標語は、今日の正義か
- (2)長時間労働慣行は本当に是正されるのか
- (3)リモートワークと在宅勤務という働き方は定着するのか
- (4)労基法41条2号「監督又は管理の地位」をめぐる実務対応論

3. パワーハラスメント

- (1)労働契約と広義の服務規律の理解が重要
- (2)パワーハラスメントの要素②「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動の意味
- (3)パワーハラスメントの要素③「労働者の就業環境が害される」の意味

4. 各テーマに対する行政指導と実務対応

- (1)賃金、労働時間に対する労働基準行政システム(労働基準監督署)
- (2)賃金(同一労働同一賃金)に対する雇用環境・均等行政システム(労働局)
- (3)高年齢者雇用に関する職業安定行政システム(労働局及びハローワーク)
- (4)パワーハラ防止措置に対する雇用環境・均等行政システム(労働局)
- (5)各行政指導の状況と実務対応

講演概要

石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)
 業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。



働き方改革関連法対応セミナーより

【主な著書】

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務過重労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務〈第3版〉、割増賃金の基本と実務、就業規則の法律実務〈第4版〉労働者派遣法の基本と実務、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務〈第2版〉、非正規社員の法律実務〈第3版〉、労働行政対応の法律実務、懲戒権行使の法律実務〈第2版〉、健康管理の法律実務〈第3版〉、賃金規制・決定の法律実務、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務〈第2版〉、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働行政、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド〈第2版〉、(新訂版)人事労務の法律と実務

●対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、
 社会保険労務士等労働専門家の皆様

●定員 400名 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。
 検温・消毒とマスク着用にご協力ください。

●会費 労働基準協会会員企業 4,380円 ※いずれも資料代、
 一般(上記以外) 4,990円 消費税を含みます。

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1
 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分
 桜通線「丸の内」徒歩12分 名城線「市役所」徒歩12分
 お車 名城公園正面駐車場 319台



申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

労働重要課題対応セミナー 申込書(コピー可) 申込日 令和4年 月 日

申込協会	労働基準協会				※会員番号				
事業場名					T E L ()				
所在地	〒				F A X ()				
ご出席者	※区分	氏名	所属部署・職名	※区分	氏名	所属部署・職名			
	※区分は記入不要です								
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名)				様	お支払予定日	月	日頃	

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 R4.9.9